

令和6年 第22回
教育委員会臨時会会議録

令和6年10月28日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2646号
令和6年第22回臨時会

日 時 令和6年10月28日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 睦 美
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和彦

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 報告事項

- 1 令和6年第3回港区議会定例会の質問及び令和5年度決算特別委員会の総括質問について
（教育長答弁）
- 2 令和6年特別区人事委員会勧告について
- 3 後援名義等の9月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 7 図書館の9月分利用実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について
- 9 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 10 11月教育人事企画課事業予定について
- 11 みなと科学館の9月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和6年第22回港区教育委員会臨時会を開催いたします。中村委員、山内委員から欠席の連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、鈴木委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 報告事項

1 令和6年第3回港区議会定例会の質問及び令和5年度決算特別委員会の総括質問について (教育長答弁)

○教育長 それでは、日程の第1、報告事項に入ります。報告事項の第1「令和6年第3回港区議会定例会の質問及び令和5年度決算特別委員会の総括質問について」の教育長答弁のご説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、資料No. 1を御覧ください。令和6年第3回港区議会定例会の質問について、教育長答弁についてご報告をいたします。第3回定例会では代表質問、一般質問、総括質問がございましたので、そちらについてご報告をさせていただきます。

まず、代表質問です。代表質問については、教育委員会に対してはご質問が14問ございました。そのうち、3点程ご紹介をさせていただきます。まず、自民党議員団、二島豊司議員の質問です。奨学金制度について。質問の要旨は、「給付型奨学金の拡大を踏まえ、貸付型奨学金の今後の見直しの方向性について伺う」といったご質問です。それに対しまして、「給付型奨学金の創設により、貸付型奨学金の利用者数は減少したものの、両方の奨学金を併用し、利用している学生などいることから、今後も継続的な事業実施が必要です。事業の継続に当たっては、貸付条件の見直しを行うなど、単に困窮している世帯だけではなく、真に奨学金を必要とする世帯が利用できる仕組みについても検討してまいります」という答弁をさせていただきました。

次は、みなと未来会議、さいき陽平議員の質問です。区立学校の魅力化について。質問の要旨は、「事業の今後の拡充を強く求めますが、教育長の見解を伺います」といったご質問です。これは、進路支援講座の拡充についての中でのご質問です。それに対しまして「今年度から開始した進路支援講座「みんなとゼミナール」は、三田中学校と青山中学校の2校を拠点とし、定員160名のところ163名の応募がありました。受講している生徒からは「学校の垣根を越え、切磋琢磨しながら学力向上に取り組める」という評価を頂いております。今後、教育委員会は学校別の応募状況や出席状況を踏まえ、事業のさらなる改善に向け、成果や課題を検証してまいります。さらに、生徒を対象に受講方法についてニーズ調査をし、拠点校の拡大や、1、2年生の習熟度別講座、夏季

休業中の集中講座の実施について、検討を進めてまいります。」という答弁をさせていただきました。

次は、維新・参政・Noblesse Obligeの白石さと美議員です。児童生徒の教育相談の充実についてということで、スクールカウンセラーについてご質問を頂きました。「スクールカウンセラーをより効果的に活用していくために週2日という非常勤であっても、スクールカウンセラーと学校と区が話し合い、より子どもとの信頼関係を築きやすい体制づくりや、保護者や教職員が相談しやすい体制を目指していただきたいと思います。教育長の見解を伺いたい」といったご質問です。「現在、各学校ではスクールカウンセラーの役割や取組に関する定期的なお知らせや、保護者会での直接の紹介などにより、子どもや保護者が相談しやすい環境を整えております。また、スクールカウンセラーは継続的に相談している児童、生徒と休み時間や給食などの日常生活でも密接に関わり、より深い関係の構築に努めております。今後は、このような取組を実施していくことに加え、学校、教育委員会、スクールカウンセラーが一堂に会する連絡会で、教職員との継続的な相談により、いじめの未然防止につながった好事例など共有するとともに、学校のホームページやX(エックス)を通じて、スクールカウンセラーの積極的な活用を保護者に呼び掛けてまいります」という答弁をさせていただきました。

続きまして、一般質問です。自民党議員団、やなざわ議員の質問です。中高一貫教育校について。「区は中高一貫教育校について、どのように捉えているのか。現在の検討状況について伺います」という質問に対する答弁です。「区立中高一貫教育校については、区の実態や保護者のニーズに応じた特色ある教育課程の編成が可能となるなど、『教育の港区』を一層推進するものと捉えております。実現に当たっては、多岐にわたる視点からの検討が必要です。教育委員会は、6月に東京都教育委員会に対し、中高一貫教育校設置に当たっての必要な手続きやその進め方について確認いたしました。さらに、7月には、千代田区立九段中等教育学校の設置者である千代田区の教育委員会を訪問し、設置までの経緯や実際の運営などについて、ヒアリングを行いました。引き続き様々な情報を収集し、今年度に立ち上げるプロジェクトチームで検討を進めてまいります。」という答弁をさせていただきました。

最後に、決算特別委員会の総括質問です。初めに、自民党議員団、土屋準委員です。国際理解教育について。「港区は、これまで他自治体に先駆けて、様々な国際理解教育を進めてきました。こうした取組は、他の自治体には類を見ない程で、港区の特色となっており注目されているところです。今後の国際理解教育をどのように考えるか伺います」という質問に対する答弁です。「教区委員会では、国際理解教育を重点的な施策として、区独自の先進的な取組を進めてまいりました。小学校の『国際化』、中学校の『英語化国際』の授業、ネイティブティーチャーの常駐派遣など、長年にわたる取組は学校に定着し、確かな英語力向上につながっています。来年度以降はこれまでの成果を踏まえ、『英語によるコミュニケーション能力の向上』『異文化に触れる体験』『自国の歴史や文化の理解』の3つの視点で、港区ならではの国際理解教育を体系化し、幼少期から中学校まで一貫した国

際理解教育プログラムを構築することで、国際社会で活躍できる真の国際人の育成を図ってまいります」。という答弁をさせていただきました。

次に、維新・参政・Noblesse Obligeの榎本茂委員です。教科書採択について。「採択された歴史教科書が他の教科書と比べ、具体的に、どの点が文部科学省の求める、『我が国の歴史に対する愛情ある歴史教育』に沿ったものであるとお考えでしょうか。具体例を挙げてお答えください」という質問に対し、「学習指導要領では、我が国の歴史に対する愛情は、歴史に関わる諸事情についての多面的・多角的な考察や深い理解を通した日々の積み重ねによって育まれるものであるとされております。一例を挙げますと、今回採択をした東京書籍の教科書は、『第二次世界大戦と日本』の単元において、大戦と人類への惨禍について学ぶとともに、日本が戦争に突入した経緯を様々な出来事を視点にして、日本、他国それぞれの立場から考え、まとめる活動を取り入れております。このように多面的・多角的な視点から歴史的事象について考えを深め、我が国の歴史に対する愛情を育むことができると考えております。」と答弁をさせていただきました。

最後に、立憲民主党議員団、山野井つよし議員です。区外への屋外スポーツ施設の創設について。「区内でサッカー場、野球場やテニスコートを確保することが難しい港区においては、区外に屋外スポーツ施設を設置する必要性は高いのではないのでしょうか。区外に屋外スポーツ施設を設置していくことについて、教育長のお考えを伺います」といったご質問です。「教育委員会では、現時点で、区外に屋外スポーツ施設を設置する計画はございませんが、民間事業者からの借り上げにより、区外での運動施設の確保に努めております。引き続き、区内スポーツ団体等のニーズを捉えながら、連携企業や大学が所有する運動施設の利用について、協力依頼を行っていくとともに、全国の連携自治体にある運動施設の合宿などでの利用の可能性について情報収集するなど、区民がスポーツをする場所の確保に向け、様々な手法により取り組んでまいります。」と答弁をさせていただきました。報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告は以上とさせていただきます。

2 令和6年特別区人事委員会勧告について

○教育長 次に、報告事項の第2「令和6年度特別区人事委員会勧告について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 「令和6年特別区人事委員会勧告について」ご報告申し上げます。

特別区人事委員会は、10月9日に23区議会各議長と23区各区長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。本勧告は、幼稚園教育職員の給与に関わりますので、主な内容と今後の対応について、ご報告いたします。報告資料No. 2「令和6年特別区人事委員会勧告について」を御覧ください。別紙といたしまして、特別区人事委員会の勧告の概要を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

初めに、項番1「勧告概要」についてです。まず(1)月例給についてです。特別区職員の給与は、民間従業員の給与を1万1,029円、率にして2.89%下回っておりました。人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層を中心に、給与月額を引き上げます。幼稚園の教育職員の初任給は、大学卒で2万5,200円、短大卒で2万5,000円引き上げられます。

次に、(2)「特別給(期末手当、勤勉手当)」についてです。特別区職員の年間支給月数4.65月に対して、民間従業員の年間支給月数は4.87月となっていたため、年間支給月数を0.20月引き上げて、4.85月とします。なお、引上げ分は期末手当、及び勤勉手当に均等に割り振ります。

次に、(3)「扶養手当」についてです。国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当の支給実態等を勘案し、配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額します。なお、令和7年度から令和9年度にかけて、段階的に実施します。

次に、(4)「改定の実施時期」についてです。月例給は令和6年4月1日。特別給は勧告を実施するための改正条例の公布の日から実施します。条例の改正は、現在行われている特別区長会と、特別区職員労働組合連合会との労使交渉妥結後に実施予定です。

次に(5)「公民比較の手法」についてです。特別区職員給与等実態調査と、民間給与実態調査を比較して算出しています。月例給は令和6年4月時点、特別給は令和5年8月から令和6年7月までを調査対象期間としています。

次に、項番2「改正が必要な条例」についてです。対象条例は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例となります。なお、特別区長会と特別区職員労働組合連合会との労使交渉が妥結し、勧告どおりに改定が行われることとなった場合は、改めて教育委員会に条例改正をご審議いただく予定です。教育委員会でご決定いただきましたら、続けて令和6年第4回港区議会定例会に、条例改正について議案を提出する予定です。また、その後に関係規則の改正を予定してございます。

最後に、項番3「東京都人事委員会勧告について」です。10月18日付で東京都教職員の給与に係る東京都人事委員会勧告もありましたので、併せて情報提供をさせていただきます。東京都の勧告も特別区の勧告と同様、民間との均衡を踏まえ、月例給及び特別給を引上げとなっております。また、配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げます。説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 3 後援名義等の9月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 7 図書館の9月分利用実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の9月行事实績について

9 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について

10 11月教育人事企画課事業予定について

11 みなと科学館の9月利用状況について

○教育長 次に、報告事項の第3「後援名義等の9月使用承認について」から報告事項の第11、「みなと科学館の9月利用状況について」、この10件の定例報告については配布の資料のとおりです。各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

○教育長室長 本日は、現在検討中の奨学金制度の見直しにつきまして、検討の内容についてご紹介をさせていただき、ご意見を頂ければと考えております。

まず、港区奨学金制度については、今年度の第2回定例会において、給付型奨学金の対象を年収600万円から750万円まで拡大するとともに、給付の額そのものを増額するといった改定をしております。その際、まだまだ多子世帯に対する支援については、検討が必要だというご意見を頂きました。さらに、貸付型奨学金の方についても、所得制限の撤廃や返還の免除規定を拡大することの要望なども頂いておりました。それについては、早急に検討するという事でこれまで進めてまいりました。ついては、第4回定例会に向けて、今この検討内容について、教育委員の皆様にご説明をさせていただき、改めて11月中旬の教育委員会でご審議を頂く予定ですので、今日のところは、所管の考え方をまずご理解いただければというふうに思います。

まず、お手数ですが、4分の4ページを御覧ください。一番上の段が、扶養する子どもが1人の場合の私立大学について。今回、区としては年収480万円までは、非課税世帯と同額となるように上限116万円をお支払いし、480万円から600万円までを3分の2、600万円から新設した750万円までを3分の1といった形で拡充をし、さらに理工農系の支援として、23万円を全ての区分に上乗せするという改正をいたしました。これによって、扶養する子どもがお1人の場合は、あまり持ち出しがなく大学等に通わせることができるということで、十分な改正を行ったと思いましたが、2人、3人と子どもがいらっしゃる家庭においては、なお厳しいのではないかというご意見を頂きました。右上にある四角囲みのところを御覧ください。見直しの考え方なのですが、「都民の暮らし向き東京都生計分析調査」という報告書を見ると、世帯人数3.27人における毎月の実支出額は、教育費を除いて48万4,000円ということで、1人当たりに直すと14万8,000円となります。年収別における世帯の毎月の黒字額というのも、一方で、統計上出ていまして、年収600万円から800万円は14万7,000円、年収が800万円から1,000万円までは、20万1,000円の黒字になるという統計調査が出ています。世帯人数が1人増えた場合、子ども2人の4人家族を想定して、毎月の実支出の増加分を考えると、先程の1人当たりの実支出額は、14万8,000円かかりますよということになるので、子どもが1人増えた場合は、14万8,000円の支出が増えるということになります。

子どもが2人いる場合の世帯の黒字については、先程年収600万円から800万円が、毎月14万7,000円の黒字だったのが、子どもが1人増えると、14万8,000円の支出になるので、1,000円の赤字に転じてしまうというのが、年収600万円から800万円ぐらいの層。それから、年収800万円から1,000万円ぐらいは、黒字額が20万1,000円という統計が出ているので、14万8,000円の子ども1人が増えても、黒字としては20万円あった黒字が、5万3,000円の黒字に減少するということになっています。

そう考えますと、前回の改正で新たに設定した750万円までの世帯については、子ども1人増えると黒字が赤字に転じてしまうラインとなります。

扶養する子ども2人の場合というところをズームしてもらおうと、年収750万円までの区分については赤字に転じる層ということで、これまでの年収750万円までについては、3分の1の給付であったところを、扶養する子どもが2人の場合は、満額支給ができるように改正をしようというふうに考えております。750万円から1,000万円までという区分を改めて設けて、そこについては黒字が5万3,000円と赤字にならないラインなので、そこは黒字が減少してしまうというラインとして、750万円から1,000万円までについては、満額の3分の2を補助する。こうすることによって、扶養する子どもが2人以上になった場合は、これまでの減じられてしまう750万円の区分の方、それから1,000万円まで伸ばして、1,000万円でも生活的には1人増えると厳しくなる方たちについては、一定これでカバーができて考えております。そして最後、来年の4月以降、国は扶養する子どもの人数が3人以上の場合の多子については、70万円分、支援の3分の2相当を所得制限無制限で給付型奨学金として支援するという方向性が見えているので、港区が2人以上の子どもについてこれだけ手厚くすると、3名以上については、国の方の手厚い支援もあって、港区民のお子さんの奨学金制度については、多子でも、1人の子どもでも、十分に負担が軽減されて、安心して学校に通っていただける。このように、検討を行っているところです。

次に、4分の2ページに戻っていただいて、二つ目の貸付型奨学金における所得制限の撤廃です。今回多子を1,000万円まで伸ばしたところであっても、それを超えた所得の世帯は給付型奨学金を受けることができないため、大学等への進学が困難な世帯も一定数いるものと考えられます。こちらについては、これまで貸付型について所得制限を設けていましたけども、所得制限を設けなくても、貸付型については給付型のカバー、フォローの役割ということで、こちら役割を見直していこうということで、所得制限を撤廃したいというふうに考えています。

4分の2ページの(3)「貸付型奨学金における新たな返還免除規定の追加」ということで、こちらも議会からご意見が出ている案件ですけども、現在(3)の下段にあります、社会福祉士から作業療法士までの9つの資格で、5年以上区内の事務所等に従事している経験があれば、それ以降の奨学金を免除するという規定になっています。これに対して、さらに、昨今の教員不足を背景として、他の自治体では教員になった場合は、貸付型の奨学金の返還を免除するという動きがあります。港区としても、広げるなら教員からということで、教員の免許を有して都内の学校に4年以上従事した場合、それから幼稚園教諭も同じですが、従事した場合に、返還の免除規定を拡充し、免除の

対象を広げていきたいということ。それからもう一つは、5年以上勤務することを条件としているのですが、5年以上は長いだろうということで、これも4年にしていきたいという考え方があります。

まとめますと、見直し内容としては、多子世帯の対象に給付型奨学金の給付対象の範囲を拡充して、2人以上でも3人以上でも、安心していただける給付型奨学金に拡充するということ。それから、貸付型奨学金における所得制限を撤廃するということ。そして最後に、貸付型奨学金における返還免除規定を追加して、教員を加えます。そして、5年以上勤めなければならないというものを、4年というふうに緩和したいと考えております。

以上が港区奨学金制度の、第4回定例会に向けての所管としての改正案となります。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 ご説明ありがとうございます。今回の見直しで、多子世帯とか所得制限とか、返還免除規定などもだいぶ緩和されてきたということなのですが、将来的に港区としてこの貸付制度について、さらにどういう方向。できれば貸付ではない返還の必要のない制度に移行されることが、私は望ましいと思っているのです。というのは、子どもが大学を卒業した瞬間、返済金に追われるというような事例も多々聞いておりますし、未納の問題もございますよね。そういう状況で、今後はどういう方向に行くのが望ましいかということは、教育委員会としてはどのように考えているのでしょうか。

○教育長室長 教育委員会としては、一定の所得以下の方については、給付型奨学金をさらに充実していくということになっていくのではないかなと思います。一方で、給付型でしかも税金でするので、所得が一定以上になってしまうと、そこは単なる給付になってしまうこともあって、ここは大きな議論が必要になってくると思います。したがって、基本的には一定の所得以下の方については給付型を充実させ、そうは言っても一時の資金が不足して、学校に通うことがなかなか難しいといった、所得制限の上限を越えた世帯の方たちに対して不安のないように、給付型のサポートとして、貸付型の役割、今後は変わってくるのかなというように思っています。

返還については、給付型というものがある以上、あまり貸付型との公平性を欠くことがないよう、今回は免除規定を少し拡大し、免除の期間を緩和するなどをしながら、制度的なバランスを図りながら検討していきたいというふうに思っております。

○田谷委員 この奨学金の返還なのですが、例えば一定期間返済期間を遅らせる。要するに一般的な会社就職して、例えば3年返還を待ちますよとか、5年待ちますよというふうな考え方にはならないのでしょうか。

○教育長室長 今現在も償還の猶予というのは、一定の要件があれば、償還猶予をしている制度もあります。基本的には原則どおり、卒業して1年はどなたでも償還が猶予されていて、社会人2年目から償還を始めてもらうという形なのですが、ご家庭の事情なりご自身の事情があった場合については、一定の条件により返還の猶予はお認めしていくという形になっています。できること

ならば有用な資格を取っていただいて、この免除規定に従って免除されるか、区内中小企業に入っていただくと、4年勤めればそれ以降の償還も免除されるなどということもあるので、制度的な誘導も考えてもいいのかなというふうに思っています。返すのを前提にお借りされたわけですので、やはり基本は返していただくということになります。そこはうまく調整をしていきたいというふうに考えています。

○田谷委員 就職してすぐというのは、今は20万円から30万円ぐらいが初任給だと思います。なかなか就職してすぐ返却、返還というのは厳しいところがあるかなというふうに思うのですが、そういう方向で考えていただいているのだったら、今後もそれを継続していただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 1点お伺いしたいのが、理工農系の学部と文系で、実際の学費の違いというのはどのくらいあるのでしょうか。それから、規則で定める国家資格ということで、社会福祉士、介護士というふうに書いてありますが、医師などは含まれていないのでしょうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○教育長室長 まず、理工農系と文系の差ということで、これは今年度の奨学金を改正するに当たって、国の調べによって、理工農系と文系の間にはおよそ23万円の差があるという結果が出ています。それに基づいて制度設計をしているのですが、そこはおそらく平均を取ったり、一定の調査をしていると思いますので、必ずしも23万円が全てはまるとは思わないのですが、今のところよすがとしている目安としては、理工農系と文系の差が23万円というものを基準としています。港区としても、これまで給付型を受け取っている奨学生に対して、実際の支払金額を確認していなかったこともあって、今年度から給付型の奨学生に対してアンケートを取る際に、実際にかかっている費用を聴取することになっています。今後はそういった実額をしっかりと把握しながら、状況を確認していきたいなというふうに思っていますけれども、現時点での理工農系と文系の差は23万円というふうに考えています。

また、もう一つの国家資格の件です。こちらについては、区独自で、令和3年度に免除規定を給付型を入れる際に考えたもので、そのときはおそらく、コロナ禍においてエッセンシャルワーカーという方が非常に注目された時期ということもあって、このような資格を列挙しているのではないかなというふうに思います。なぜ医師を入れていなかったのかというのは、また改めて確認はしますが、今後この役割というのは、社会に貢献していただくということが、一つの考え方ではあるので、医師、弁護士、そういった資格なんかも、将来的には広がっていてもいいのかなというふうに考えていますが、研究をさせていただければというふうに思います。

○教育長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。理解いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この奨学金制度の見直しについて、今回は事前的なご相談、説明という形になりますので、また次の機会に議論をさせていただければと思います。

ほかにございますでしょうか、皆さんから。よろしいですか。

それでは、私の方から一つ。10月24日開催の教育委員会臨時会におきまして、議案第67号「令和7年度港区立幼稚園の定員及び園児募集等について」議決を頂いております。その際に附帯意見として、これまでの経過についての補足の説明を求められておりましたので、本日改めて資料を調整し、所管の課長から補足の説明をさせていただきます。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 よろしくお願ひいたします。前回ご承認いただきました件につきまして、ご用意できなかった資料についての、補足の説明をさせていただきますと思います。

まず初めに、前回ご説明を申し上げました、私立幼稚園連合会との協力的な関係性についてでございますが、説明が不足しておりまして、改めて前提となる状況を、資料を含めてお話しさせていただきますと思います。

港区の幼稚園教育環境の充実のために、そもそもこれまで区立と私立とでは、希望者と受入れの過不足を互いに補い合ってきたという経過がございます。具体的に申し上げますと、区民保護者に良質な幼児教育環境を提供できるようにするために、直近で申し上げますと、平成20年代、人口増加に対応できるように、区側から私立側に対して、受入れ数の確保と定員拡大を要請するとともに、保護者が公私問わず幅広く選択を行えるよう、格差是正を行うなどしてまいりました。そういった状況を踏まえながら、区全体の受入れ枠の確保の取決めにに関する確認をされたのが、お手元に資料がございます、資料6分の1ページ、平成22年10月22日付の覚書となります。

ただいま申し上げました経過を反映した表現としましては、項番1の中で、「公私立ともに幼児教育を推進する観点から、区全体で一定の受け入れ枠の確保への取組みが必要であり」といった表現がございます。また、前回のご説明の中で、公私立の入園予定者をあらかじめ想定し、私立幼稚園に影響のない範囲で、区立幼稚園の定員を設定するとの規定については、項番3の(1)にございます。

続きまして、麻布地区における幼稚園の集中状況について、内部検討で用いていた資料が、次ページ6分の2ページ目の、分布図の資料となります。青字が私立、赤字が区立となっております、青字の園名の右に記載の数値は、下段が入園倍率、上段が定員に対する園児の数として、充足率を示しております。青字の私立が7園、赤字の区立が3園と特に集中しており、うち安藤記念教会については、充足率が5割。まず、雑駁ですが、学務課からの補足説明資料は以上となります。

○教育長室長 6分の3ページ以降が、私の方でご提供させていただいた資料です。先日鈴木委員から、私立幼稚園と区立幼稚園の格差について、どのようになっているのかということで、ご質問、ご意見がございました。今、令和6年度の補助金の資料をお伝えしていますけれども、区立幼稚園に関しては、保育料等については基本かかりませんが、私立幼稚園に関しては、6分の4ページに一覧をつけているのですけれども、それぞれ各園の方で保育料がかかります。年間40万円から50万円弱ぐらいまでかかります。それについて、国では一律2万5,700円の月額ですけれども支給

しており、区独自にさらに足しています。生活保護世帯だったら2万3,200円。それ以上の世帯の方に対しては7,700円足して、それを合計すると年間40万円くらいの費用が補助金として行っていますので、保育料的には公私立の格差は、こういった補助金によって埋まっているということなので、仮に区立園の定員が絞られて、私立園に行かざるを得ないというふうになったとしても、一定程度の経済的負担の格差は埋められるようになっています。

6分の5ページが私立幼稚園における預かり保育の実施状況です。今回、残念ながら全園での預かり保育の拡充がかなわなかった訳ですけども、私立幼稚園の方で、どのような預かり保育をしているかというのがこちらの状況です。朝の預かりを行っている園が15園中3園。それから、午後の預かりはなかなかの比率で、皆さんやっぺいらっしゃいます。一番長いところで17時半まで。最も多い時間帯としては、降園後16時までの預かりを行っているところが多いです。また、長期休業中については、表の下段ですけども、夏季休業中に預かりを行っているのが3園。冬季が2園。春季が1園で、うち1園は夏、冬、春ともに預かりを行っているということで、私立幼稚園の考え方によって、このように預かりの時間が異なっています。

最後の6分の6ページは、9月17日という日付の資料です。この日に区内の私立幼稚園全園の園長先生をお招きして、区として預かり保育を、朝の8時から夕方18時15分まで今よりも拡充することを考えているので、私立区立がこれまでも協調してやってきたことから、もし私立園で、区と同じように預かりの延長をしてくださるならば、新たな費用負担を区として行う。そうしたら、やっていただけますかということで、右下のオレンジ色の部分ですが、ここをご提案したのですが、各私立幼稚園の先生方からは「建学の精神と異なる、長時間の預かりについては、幼稚園としてはいかがなものか」といったご意見もあり、こういった補助金が仮にあったとしても、なかなか受け入れられるものではないということで、こういった案については実質取下げという状況です。前回の預かり保育の拡充、それから3歳児保育の受入れの、これまでの公私立の議論の中では、こういった資料展開をしながら丁寧に対応をしてきた結果が、前回の臨時会でお示しした内容ということになります。

長くなりましたけども、資料の説明と、これまでの私立幼稚園側との協議の経過、そういったものを示した資料のご説明は以上となります。

○教育長 補足説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○田谷委員 色々とお調べいただきまして、ありがとうございます。今後も私立幼稚園等とは協議の上協力していただきたいと思うのですが、なかなかその辺のところのご理解は、一部は難しいところがあるなということを承知しました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については、以上とさせていただきます。そのほかの案件等はございますでしょうか。

○教育人事企画課長 前回の教育委員会でご報告いたしました「小学校1年生のプレクラス制度の実施について」でございますが、そのときの発言の中で、東京都内の様子についての状況を調べま

したので、ご報告を申し上げます。各教育委員会に確認をしましたところ、小1プレクラス制度を区市町村全体として導入しているところは、現在ございませんので、港区が区立小学校全体でやるというのは、初めての実施となります。

また、各区市町村で確認しましたところ、全部で10校実施しているというところが、各区市町村教育委員会で把握している数でございます。区部で8校、市部で2校が現在実施というのが、把握している数でございます。以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

そのほかは、皆さんございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして臨時会は閉会といたします。

次回、定例会を11月11日、こちらは参集で開催をする予定です。よろしくお願いをいたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員